

介護予防訪問介護(生活支援総合事業)重要事項説明書

リリーフステーション

サービスについての相談窓口

【電話】0270-61-6701

【営業時間】午前8:30～午後5:30

【ファクス】0270-61-6700

【営業日】月曜日～土曜日

*ご不明な点は、お気軽におたずねください。

但し、12月30日～1月3日は休み

《休日介護および介護時間は、ご相談に応じます》

介護予防訪問介護サービス事業所の概要

1、事業者の指定番号およびサービス提供地域

項目	内容
事業所名	リリーフステーション
所在地	伊勢崎市日乃出町424番地1
介護保険事業所番号	1070401052 (群馬県指令高第1113-42号 平成18年4月1日)
サービス提供地域	伊勢崎市・太田市・前橋市・みどり市・玉村町

*上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

2、事業所の職員体制

職種	人員	職種	人員	職種	人員	職種	人員
管理者	*1	サービス提供責任者	*2	ヘルパー	6		

*は兼務

3、利用料およびサービス内容

【1】利用料

要支援認定を受けられたご利用者様は、介護保険制度から7割～9割給付されるため自己負担額は、下記金額の全額となります。

*【自己負担額】=単位×10.21円[7級地指定]×18.2%[職員処遇改善加算Ⅲ]

……算式内容は、令和6年6月1日介護保険法改正によります。

要支援(月額)	①予防訪問介護Ⅰ(週1回程度) 1,176単位/月【1割1,419円】【2割2,838円】【3割4,257円】
	②予防訪問介護Ⅱ(週2回程度) 2,349単位/月【1割2,835円】【2割5,670円】【3割8,505円】
	③予防訪問介護Ⅲ(週3回以上) 3,727単位/月【1割4,498円】【2割8,996円】【3割13,494円】

【初回加算】新規介護計画書を作成し、初回訪問時にサービス提供責任者が訪問、若しくは同月内に同行訪問した場合は、200単位(自己負担額・1割241円・2割482円・3割723円)が加算されます。

(注)ご利用者様のお住まいでのサービス提供に係る水道・ガス・電気等の費用は、ご利用者様負担となります。

【2】サービス内容

サービス種別	サービス内容
身体介護	排泄 ・トイレ誘導・ポータブルトイレ、尿器使用・おむつ交換・尿取りパット交換
	食事 ・食事介助・水分補給
	身なりの保清美容 ・全身清拭・部分清拭・全身浴・部分浴・整髪・更衣介助・身体整容 ・口腔ケア
	移動 ・体位交換・移乗介助・移動介助・外出介助・通院介助・買物介助
	自立支援 ・調理介助・家事介助・安全見守り(トイレ、入浴、食事)
服薬 ・服薬介助・塗布・貼り付け・点眼・確認	
生活援助	掃除 ・居室・トイレ・卓上等の清掃・塵だし・準備・後片付け
	洗濯 ・洗濯機または手洗いの洗濯・乾燥(物干し)・取り込み・たたみ・収納
	衣類 ・衣類の整理・衣類の補修
	食事 ・調理・配膳・後片付け
	寝具手入 ・シーツ交換・カバーの交換・ベットメイキング・布団干し・取り入れ
買物等 ・日常の買物(代行=交通費徴収)・薬の受取り(代行=交通費徴収)	

4、交通費

上記1のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。ただし、提供区域外の場合、または上記3のサービス内容の買物等の代行は、下記の交通費が発生します。

①提供区域を越えて片道5Km未満は100円。それ以上は1Km毎に50円を加算。

②買物、薬の受取り等の代行交通費は、片道2Km以上1Km毎に20円を加算。

5、支払方法

毎月末日締め切りで翌月5日頃に請求いたしますので、10日までにお支払いください。

6、解約料

ご利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

7、サービスの利用方法

【1】サービスの開始

①リリーフステーション宛にお電話(0270-61-6701)ください。

②当社の職員がお伺いし、サービスについての料金等の説明を行います。

③契約の締結後、サービスの提供を開始します。

【2】サービスの終了

①ご利用者の都合でサービスを終了する場合、文書(解約書)によりいつでも解約できます。

②当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合は終了1ヵ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護サービス事業者をご紹介します。

③自動終了

以下の場合は、契約者双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

・ご利用者が介護保険施設に入所した場合や、お亡くなりになった場合。

・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合(ただし、条件を変更して再度契約することができます。)

④その他

ご利用者様やご家族様などが、当社や当社の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただきます。

8、当社の居宅介護サービスの方針

(1)当事業所は、居宅介護サービスに関する正しい知識と介護サービス計画に基づいての適切なサービスを提供し地域に密着した介護をいたします。

(2)一連の業務を円滑に進めるため、介護支援専門員・訪問介護員・看護師・主治医・家族・行政等の情報を共有して要介護者の変化に応じ、敏速かつ的確なケアサービスを提供いたします。

(3)ご家族の福祉の増進に寄与することに努めます。

9、居宅介護サービス担当職員の資質向上

社内ヘルパー研修を年2回開催するとともに、関係機関開催の各種研修会にも積極的に参加し、より質の高いサービスが提供できるよう職員の資質向上に努めております。

10、守秘義務及び個人情報の開示

事業者ならびに従業者は、業務上知り得たご利用者様またはそのご家族様の秘密を漏らさず、従業者でなくなった後においても秘密保持を遵守いたします。

ただし、病院やサービス担当者会議等においては、必要に応じ、ご利用者様及びご家族様の個人情報を開示する場合があります。

11、緊急時の対応方法

サービス提供時、容体に変化があった場合は、主治医・ご家族・居宅介護支援事業者等に対し連絡をします。また、緊急搬送等の必要な措置を講ずる場合もあります。

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村・ご家族・居宅介護支援事業者等に対し連絡を行う等の必要な措置を講じ、事故の状況及び措置について記録します。

また、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

12、虐待防止のための措置

ご利用者の人権擁護、虐待防止等のため、責任者(管理者)の設置、相談窓口の設置等苦情解決体制の整備、成年後見制度の利用支援、従業者等に対する研修その他必要な措置を講じます。

また、サービス提供中に従業員、養護者(家族)等による虐待を受けたと思われるご利用者様を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

13、身体拘束等の原則禁止

サービス提供にあたり、ご利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わない。やむを得ず行為を行う場合には、本人・家族に対しその内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その様態、時間、身体の状態、理由等必要な事項を記録する。

14、感染症対策の強化

感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催や指針の整備、従業者への研修及び訓練を実施します。

15、ハラスメント対策の強化

適切なハラスメント対策を強化するため、男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する責務を踏まえつつ適切な対策を行います。

16、業務継続に向けた取り組みの強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できるように業務継続に向けた計画等の策定、従業者への研修及び訓練を実施します。

17、第三者評価の実施状況等

第三者による評価の実施…なし

18、サービス内容に関する苦情相談窓口

事業所： リーフステーション 熊谷 テル子

TEL 0270-61-6701

国保連： 介護保険課 苦情処理相談窓口

TEL 027-290-1323

市町村： 伊勢崎市 介護保険課

TEL 0270-24-5111

太田市 介護サービス課

TEL 0276-47-1111

前橋市 介護高齢課

TEL 027-224-1111

みどり市 介護高齢課

TEL 0277-76-2111

玉村町 健康福祉課

TEL 0270-65-2511